附則第十二条から第十七条までを次のように改める。

第十二条から第十七条まで　削除

附則第十八条中「昭和三十四年改正前の施行法」を「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十三号）第二条の規定による改正前の施行法」に改める。

附則第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条及び第二十条　削除

附則第二十三条第二号中「恩給法」の下に「（大正十二年法律第四十八号）」を加える。

附則第二十七条第四項ただし書中「昭和三十七年改正前の施行法」を「昭和六十年地方の改正法第二条の規定による改正前の地方の施行法第百五十一条の規定による改正前の施行法（以下「昭和三十七年改正前の施行法」という。）」に改め、同項第一号中「、地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

附則第二十七条の四中第五項を削り、第六項を第五項とする。

附則第二十七条の六の二から第二十七条の八までを削り、附則第二十七条の九を附則第二十七条の七とする。

附則第三十三条の六を削る。

附則第三十四条中「第十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

附則第三十四条の二中「附則第二十条の三第二項第三号ニ」を「附則第二十条の二第二項第三号ニ」に改める。

附則第三十四条の二の二第一項中「附則第二十条の三第二項第三号ニ」を「附則第二十条の二第二項第三号ニ」に改め、同条第二項中「附則第二十条の三第二項第四号ニ」を「附則第二十条の二第二項第四号ニ」に改める。

附則第三十四条の二の三第一項中「附則第二十条の三第一項」を「附則第二十条の二第一項」に改め、同条第二項中「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に、「すべて」を「全て」に、「長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額」を「第二号厚生年金被保険者の標準報酬月額の合計額及び当該第二号厚生年金被保険者の標準賞与額」に、「第十二条の三第三項」を「第二十二条の三第三項」に改め、同条第三項及び第四項中「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に改め、同条第五項の表第十一条の十第七項の項中「第十一条の十第七項」を「第二十一条の二第七項」に、「附則第二十条の三第四項」に改め、同表第十二条の項中「第十二条」を「第二十二条」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に改め、同表第十二条の三の二の項中「第十二条の三の二」を「第二十三条」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に改め、同表第十三条の項中「第十三条」を「第二十五条の四」に改める。

附則第三十四条の二の四第一項中「附則第二十条の七第一項」を「附則第二十条の六第一項」に改め、同項第三号中「附則第二十条の八第一項」を「附則第二十条の七第一項」に改め、同条第二項中「附則第二十条の七第一項」を「附則第二十条の六第一項」に改める。

別表第一及び別表第二を削り、別表第三を別表とする。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

第十六条の三から第十六条の八までを削る。

第二十一条の二及び第二十一条の三を削る。

第二十三条中「支給されるべき公務等による障害共済年金」の下に「（共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十六条の二の前の見出しを削り、同条から第二十六条の八までを削る。

第五十四条第一項各号列記以外の部分中「控除期間等の期間」の下に「（昭和六十年改正法附則第十六条第七項に規定する控除期間等の期間をいう。以下同じ。）」を加える。

第五十七条の二から第五十七条の二十一までを削る。

第六十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（共済法による長期給付に要する費用のうち昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る部分等）」を付し、同条第三項各号を次のように改める。

一　厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金（第三号に掲げるものを除く。）　当該老齢厚生年金（第二号厚生年金被保険者（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）である間に支給されるものを除く。）の額の算定の基礎となつている第二号厚生年金被保険者期間（同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）を基礎として同法附則第九条の二第二項の規定の例により算定した額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に、公経済負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

二　厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金　当該老齢厚生年金（第二号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に、公経済負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

三　平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金（当該老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金を含む。）　当該老齢厚生年金（第二号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金にあつては、同条第二項の規定の例により算定するものとした場合の額）（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に、公経済負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

四　厚生年金保険法による障害厚生年金　当該障害厚生年金の額（当該障害厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に、公経済負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

五　厚生年金保険法による障害手当金　当該障害手当金の額に、公経済負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

六　厚生年金保険法による遺族厚生年金　当該遺族厚生年金の額（当該遺族厚生年金が国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第十二号に規定する遺族厚生年金であつて、同号に規定する配偶者に支給されるものである場合には、国民年金等経過措置政令第五十六条第三項第四号ニに規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除して得た額）に、公経済負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

第六十七条第四項中「組合員期間の月数から追加費用対象期間の月数を控除した」を「第二号厚生年金被保険者期間の」に改める。